

## クールビズ期間の取扱いについて

- 5月、10月の軽装奨励月間についても町の対応に合わせるものとする。  
(昨年と同じ対応)
- ただし、5月臨時会議については、令和3年定例会の始まりであることから、クールビズ対応としない。

(参考) 4月13日 職員通知

## 春と秋の「軽装試行」について

### 1 趣 旨

近年の異常気象による季節外れの猛暑や春と秋の気候が不安定な時期における職場環境の改善として、クールビズ期間の前後1か月（5月・10月）を試行的に「軽装推奨月間」として定めようとするものである。

この期間に、日々の温度や湿度に応じて、職員個々がそれぞれの職場環境に応じた適切なコンディションで勤務することにより、働き方改革の一環として、能率・効率的な公務の遂行に寄与することを目的とする。

なお、新庁舎になり執務環境が大きく改善されたことから、改めて同期間実施し検証のうえ、令和4年度から本格導入を図る。

2 試行期間 令和3年5月1日～31日、10月1日～31日

### 3 定 義

(1) 勤務場所 各職員が勤務する庁舎、施設等

(2) 軽 装

ノーネクタイ、ジャケット、パンツ、カーディガン、ベストの着用。

ただし、カジュアルとは異なるフォーマル系の軽装とする。

### 4 特記事項

(1) 外部への配慮について

北海道では、官公庁をはじめ民間企業及び関係機関における服装の特例であるクールビズは、概ね6月～9月末日で終了する習慣となっていることから、会議、外勤、出張等の場合は、その場に相応しいネクタイ着用等の服装で臨むこととする。

(2) 外部への周知方法について

庁舎及び各施設に統一した「掲示物」を貼り周知する。